

AA. 【表紙】

No.	内 容	ポイント	正	否	無
AA-1	<p>提出先</p> <p>提出先については、提出日現在の資本金の額が 50 億円未満の会社、又は、その発行する有価証券が金融商品取引所に上場されていない会社については、本店所在地を管轄する財務局長あて、それ以外の会社(50 億円以上の上場会社)は関東財務局長あてとなっているか。</p> <p>企業内容等の開示に関する内閣府令第 20 条</p>	<p>本店所在地管轄の 財務局長等 OR 関東財務局長</p>			
	<p>* 会社の本店の所在地を管轄する財務局長に提出すべきものであるか否かは、当該会社が当該書類を提出する日において該当するか否かによる。</p> <p>企業内容等開示ガイドライン 24-10 企業内容等開示ガイドライン 5-42</p>				
AA-2	<p>提出日</p> <p>提出年月日は、定時株主総会の日以後の日付となっているか。</p> <p>企財審査 NEWS 第 7-1 号</p>				
AA-3	<p>代表者の役職氏名</p> <p>代表者の役職氏名は、代表者が定時総会後の取締役会で交替した場合には、新たな代表者氏名となっているか。</p>				
AA-4	<p>有価証券報告書写しを縦覧に供する場所</p> <p>(1) 有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所として、主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会を記載しているか。</p> <p>第三号様式(3) 第二号様式(7)</p>				
	<p>*1 主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主の総数が当該提出会社の株主の総数の 100 分の 5 を超える場合における支店(その名称のいかんにかかわらず、会社法第 911 条第 3 項第 3 号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの他)をいう。</p> <p>企業内容等の開示に関する内閣府令第 22 条(2)</p>	主要な支店定義			
	<p>*2 主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。</p> <p>企業内容等の開示に関する内閣府令第 22 条(2)</p>				
	<p>*3 主要な支店に該当しなかった支店が、新たにこれに該当することとなった場合には、該当することとなった日前に提出された法第 25 条第 1 項各号に規定する書類の写しも当該支店に備え置き、当該各号に掲げる期間を経過するまでの間は、これらの書類を公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>企業内容等開示ガイドライン 25-1 金融商品取引法第 25 条第 1 項</p>				

AE.【提出会社の状況】

	株式等の状況			
AE-1-1	株式の総数等			
	「発行可能株式総数」欄には、当事業年度末現在の定款に定められた発行可能株式総数を記載しているか。 第三号様式(17)a	期末日現在		
AE-1-2	株式数の変更の記載			
	当事業年度の末日後報告書の提出日までの間に定款に定められた発行可能株式総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増(減)した日、増(減)株式数及び増(減)後の株式の総数を欄外に記載しているか。 第三号様式(17)a	その旨 決議日 増加(減)日 増加(減)株式数 株式の総数		
AE-1-3	発行済株式の種類			
	(1) 「発行済株式」の「種類」欄には、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式(普通株、優先株、議決権制限株等)を発行するときは、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を「内容」の欄に記載しているか。 第三号様式(17)b	株式の種類 内容		
	(2) 下記種類の株式を発行している場合、次の内容を記載したか。 第三号様式(17)b	新規(有報→有報)		
	① 取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間	取得の対価 請求期間		
	② 取得条項付株式については取得の対価及び取得事由	取得の対価 取得事由		
	③ 全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件	決定方法 条件		
	④ 譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件	条件		
	⑤ 議決権制限株式(無議決権株式を除く。以下同じ。)については議決権行使事項及び条件	行使事項 条件		
	⑥ 拒否権付株式については種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件	必要とする事項 条件		
	⑦ 種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任する株式については選任する取締役又は監査役の数	取締役又は監査役の数		
	(3) ある種類の株式の内容として、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載しているか。 第三号様式(17)b	その旨		